

富士見市手話言語条例（案）の解説

手話は、音声言語の日本語と異なる言語であり、耳が聞こえない人や聞こえづらい人が物事を考え、会話をするとき、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや手話を使う環境が整えられてこなかったことなどから、手話に対する理解が広まっているとは言えません。

こうした中において、手話が言語であることが障害者の権利に関する条約や障害者基本法で認められ、手話に対する理解が広まり、さらに深まることが求められています。

このため、市民一人ひとりがそれぞれの言語を尊重し、コミュニケーションを図ることがとても大切です。

ここに、私たちは、手話に対する理解を深め、これを広く普及するとともに、手話を使う市民が安心して日常生活を送ることができる環境を整え、もって全ての市民が共に生きる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

【説 明】

耳が聞こえない人や聞こえづらい人が物事を考え、会話をするときに使われてきた手話は、これまで言語として認められてこなかったことや手話を使う環境が整えられてこなかったことなどから、手話に対する理解は広まっていまませんでした。

こうした中、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1条）や障害者基本法（昭和45年法律第84号）で手話が言語であることが認められました。

手話が言語として認められた今日、手話に対する理解が広まり、さらに深まることが求められています。

このため、市民一人ひとりがそれぞれの言語を尊重し、コミュニケーションを図ることはとても大切なことです。

そのことを踏まえ、手話に対する理解を深め、これを広く普及するとともに、手話を使う市民が安心して日常生活を送ることができる環境を整え、全ての市民が共に生きる地域社会を実現するため、この条例を制定するものです。

（注）

手話には、日本語とは別の独特の文法体系をもち、日本語とは語順が違う「日本手話」や、日本語の語順で手話単語を並べた「日本語対応手話」などがあります。

(目的)

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備に関し基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を推進するための基本的事項を定めることにより、全ての市民が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解 説】

手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備に関し基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明確にするとともに、手話に関する施策を推進するための基本的事項を定めることを目的としています。

(基本理念)

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備は、手話が言語であるとの認識に基づき、市民に必要な言語として尊重されることを基本に行わなければならない。

【解 説】

手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備に当たっては、基本理念として手話が言語であるとの認識に基づき、市民に必要な言語として尊重されることを基本に行わなければならないと定めています。

(市の責務)

第3条 市は、前条に掲げる基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備を行うために必要な手話に関する施策を定め、及び推進しなければならない。

【解 説】

ここでいう市とは市長部局のみではなく、教育委員会等すべての部局を含むもので、本市の自治体としての全体を指します。

市の責務としては、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備を行うために必要な手話に関する施策を定め、推進していくことを定めています。

(市民の役割)

第4条 市民は、第2条の基本理念に対する理解を深めるとともに、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

ここでいう市民とは市内に居住、在勤、在学する方、または市内で事業活動を行う個人、企業及び団体を指します。

市民の役割として、市が推進する手話に関する施策への協力を定めています。

(推進方針)

第5条 市は、次に掲げる手話に関する施策を推進するための方針（以下「推進方針」という。）を策定するものとする。

- (1) 手話の理解及び普及に関すること。
 - (2) 手話による情報の取得及び手話を使いやすい環境づくりに関すること。
 - (3) 手話による意思疎通支援に関すること。
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 市は、市が別に定める障がい者に関する計画を勘案して推進方針を策定するものとする。
- 3 市は、推進方針について、市民の意見を聴かなければならない。

【解説】

市が策定する推進方針について、基本的事項を定めています。

- (1) 手話の理解及び普及に関する事項
市民に対して、手話への理解及び普及に関する施策の推進。
 - (2) 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項
手話を使う市民に対して、手話による情報の取得及び日常生活において手話の使いやすい環境づくりのための施策の推進。
 - (3) 手話による意思疎通支援に関する事項
手話を使う市民において重要な役割を担う手話通訳者の養成及び派遣等に関する施策の推進。
 - (4) その他市長が必要と認める事項
(1) から (3) までに掲げた事項以外で、手話に関する施策を推進する上で必要な事項。
- 2 推進方針は、市が別に定める障がい者に関する計画を踏まえて策定することを定めています。
- 3 推進方針の策定、変更、廃止、進捗状況等について、市民の意見を聴かなければならないことを定めています。

(財政上の措置)

第6条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

市は、この条例に定める手話に関する施策の推進のための基本理念や施策の基本的事項を踏まえ、これを具現化するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定めています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。